

教育への不当な支配・介入は許されない 大阪教職員組合 中央執行委員会

はじめに

同志社国際高校の研修旅行中、3月16日に沖縄県名護市辺野古の沖合で起こった痛ましい事故について、亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りするとともに、遺族のみならず、深く哀悼の念を表したいと思えます。

文科省見解の問題点

① 国家権力による教育内容への不当な介入

文科省が、特定の学校の個別の教育活動を取り上げてその内容は是非について審査し、見解を表明すること自体、断じて許すことのできない教育に対する不当な介入です。まして「教育基本法違反」などと断定して、その是正を図る必要があるとしたことが、重大な憲法違反にあたります。

文科省見解

5月22日、文科省が同志社国際高校の研修旅行等に対して調査結果と見解を表明しましたが、そのなかで辺野古への移設工事に関する学習について、「政治的活動を禁じ

る教育基本法第14条第2項に反するものであったと考えられる」として、「是正を図る必要がある」と断じました。

② 「違反」の解釈は成立しない

また、文科省が根拠として挙げた教育基本法第14条は、子どもたちが「政治的教養」を身につけられるよう「教育上尊重されなければならない」としており、それが本来の目的です(1項)。それを受けて2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」としており、今回、問題とされた同校の「平和学習」はこれに該当するものではなく、「違反」などという解釈は成立しません。

また、文科省が根拠として挙げた教育基本法第14条は、子どもたちが「政治的教養」を身につけられるよう「教育上尊重されなければならない」としており、それが本来の目的です(1項)。それを受けて2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」としており、今回、問題とされた同校の「平和学習」はこれに該当するものではなく、「違反」などという解釈は成立しません。

憲法・教育基本法には、平和教育の重要性が示されている

憲法と教育基本法は、戦前の教育への深刻な反省に立って生まれたものです。教育は、憲法が目指す「人間の尊厳と自由」、「人権」、「平和」、「民主主義」、「真理」、「正義」などの実現に向

けて、子どもたちの自主的な価値観を人間性豊かに育んでいくとくみみです。そして社会が直面している問題も含めて、「何を大切にするのか」を考え、権利の主体者として自分の意見を持ち、生きていく力を育むことです。こうした子どもの価値の形成を励ますように、教育活動全体を通して取り組むためには、教員に創造的で弾力的な計画の編成と運用が保障されることが重要です。

私学教育の自由と私学助成にあって

が現地で平和について学的な価値観を人間性豊かに育んでいくとくみみです。そして社会が直面している問題も含めて、「何を大切にするのか」を考え、権利の主体者として自分の意見を持ち、生きていく力を育むことです。こうした子どもの価値の形成を励ますように、教育活動全体を通して取り組むためには、教員に創造的で弾力的な計画の編成と運用が保障されることが重要です。

京都府知事は同校への補助金の減額を検討すると述べました。京都府が言及する補助金減額は、教育内容に着目した減額であり、これは憲法26条、21条等による私学教育の自由の保障の観点から許されません。また教育の機会均等や私学の教育の自由を侵害します。

文科省の今回の同志社国際高校の平和教育の取り組みを法律違反と断じ是正を求める発表こそが、「不当な支配」そのものです。今回の文科省の行為こそが「教育基本法違反」です。このような見解は撤回すべきです。私たちは、教育介入が行われないよう強く求めます。

(2026年5月30日)



ひめゆり平和祈念資料館で生存者の証言を聞く研修旅行生